

豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム運営会議 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム運営会議（以下「豊田 PF会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム（以下「豊田 PF」という。）の意思決定や豊田 PFにおける連携事項を円滑に推進するため、豊田 PF会議を設置する。

(権限)

第3条 豊田 PF会議は、本プラットフォームの運営に係る以下の事項を決定する。

- (1) 本プラットフォームの参画組織に関すること
- (2) 本プラットフォームの中長期計画策定や見直しに関すること
- (3) 本プラットフォームの評価に関すること
- (4) 本プラットフォームの代表大学等に関すること

(組織)

第4条 豊田 PF会議は、以下の組織で構成する。

自治体 豊田市

大学等 愛知工業大学、中京大学、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校

産業界等 一般社団法人ツーリズムとよた、宮田電工株式会社

- 2 新たに大学等、地方自治体及び産業界等の企業又は団体等が本プラットフォームに参画する場合は、豊田 PF会議の承認を要する。

(構成員)

第5条 豊田 PF会議は、本プラットフォーム参画大学等における代表者又は代表者より委任を受けた者、大学等の事務取扱担当者、豊田市の担当者で構成する。新たに大学等及び地方自治体、産業界等の企業又は団体等が参画する場合は、それぞれ構成員に加える。

(議長)

第6条 議長は代表校の代表者又は代表者より委任を受けた者とする。

(議決)

第7条 豊田 PF会議の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって決する。

(開催)

第8条 豊田PF会議は年4回開催する。このほか、必要に応じて会議を開催することができる。

(評価)

第9条 毎年度、1回目の豊田PF会議において、本プラットフォームの中長期計画における前年度の活動を評価する。

(評価結果の反映)

第10条 前条の評価結果を反映し、必要であれば中長期計画の見直しを行う。

(事務局)

第11条 豊田PF会議の事務局は以下の組織が担当する。

豊田市

代表校及び副代表校

一般社団法人ツーリズムとよた

(事務局の業務)

第12条 豊田PF会議の事務局は、本プラットフォームの運営に関する企画立案、連絡調整、進捗管理を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附則

この要綱の改正は平成30年9月6日から施行する。

この要綱の改正は平成31年4月26日から施行する。